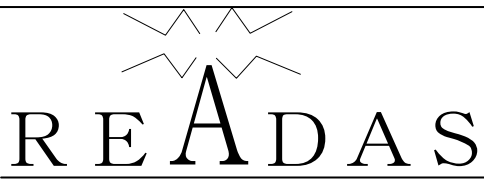


第 5967 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月31日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 国際観光旅客税

**Q**：国際観光旅客税が創設されたそうですが、どのようなものなのですか？

**A**：次のようなものです。

### 【解説】

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客税が創設されました。

概要は、次のとおりです。

- ①納税義務者  
国際船舶等により本邦から出国する観光旅客者等
- ②課税の対象  
国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国
- ③非課税
  1. 航空機により本邦に入国後24時間以内に本邦から出国する一定の乗継旅客
  2. 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船していた一定の者
  3. 2歳未満の者
- ④税率  
出国1回につき1,000円
- ⑤納付
  1. 国際旅客運送事業者による特別徴収
  2. 国際観光旅客等による納付
- ⑥適用時期  
平成31年1月7日以後の本邦の出国に適用

